

十五日

解雇職工何れも三訂氏十三日病死したるを、横死なりと稱し、組合葬となす  
事、決し、會葬致し、押立て、會葬者七百余名、善行寺に於て執行せられたり。

才十一回 調停者との會見

工場側 主事兼事務部長 竹内十一郎氏 造機部長 西牧忠治氏

庶務課長 山崎政男氏

職長代表 古川卓爾氏

本日午後八時半頃突如古川氏、解決の望み充分なりと稱し工場は前通りの家族  
救済金も支出し善行寺やとの事、申ししを以て、工場側は先し串畑職長以下の調停者  
に話やうし、之を時、於ては、多少の家族救済金も出す意志を發表せし。爭議困  
り於ては六月十三日新要、求各を握り来りしを以て、後前の話、大に依りて打切り  
金々支給せしむる事となり居る旨を告げたり。

然れども、解決する見込充分ならば(一)工場長を信頼し要求を撤回し總てを一任する  
事、(二)家族救済の意味、於て解雇職工に對し金一訂元を工場より各人に支給する旨、工場  
長留府中なるも、吾々も於て取計の旨を答へたり。

然るに爭議困最高幹部ニ、三の者は、此家族救済金を一纏として被等 最高幹部  
の工場より渡すは承諾するも、各解雇職工、個々を渡すに於ては承諾する事を得たる旨  
を告ぐ、工場としては各人の勤務年数其他を考慮し支給する事正當なり、ニ、三の爭議困  
最高幹部は一括して支給する事能すと主張し、遂に角の破教するに至り。

二場が各人の工場より支給すると主張するは、唯々解雇されたりと云ふ吾工場は従業員  
の一人ならずし被等の身の上を思ひたりしなり。

一方工場側も於ても、所の盛衰に關する重大問題なりと云ふ。三日來一万円支出し以て調  
停先意向ありし由なるも勿論支出する性質のものに非ざる事明かなるを以て遂に実行不  
可能となり。

更なる調停者串畑職長代表は、本日調停資金壹万円借入の爲上阪申由なり。  
本日の入場者前日と異ならず。